

市県民税・国民健康保険税

平成30年度 申告相談

お問い合わせ先

- ・税務課  
Tel 23-0115
- ・須木庁舎住民生活課  
Tel 48-3132
- ・野尻庁舎住民生活課  
Tel 44-1100

市県民税・国民健康保険税の

▶ 申告は3月15日(木曜)まで

今年も申告の時期になりました。この申告は平成30年度市県民税の課税資料と国民健康保険税の資料となります。申告が必要な人は各申告会場で申告ください。税務署で申告する人は、市県民税の申告は必要ありません。なお、申告期間中は、担当職員が各会場に出向いて不在となるので、本庁での申告受付はできません。必ず各申告会場で申告してください(申告日程は2、3ページ)。市県民税は、年金の通知書などには個人住民税と記載されているものもあるのご注意ください。

**確定申告書・市県民税申告書には、個人番号の記載が必要です。**

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、申告相談では個人番号の記載が必要です。なお、個人番号を記載した確定申告書提出する場合、申告する本人の「番号確認」が必要になるので、個人番号カードか通知カードなどを持参ください。さらに、個人番号カードを持参されない場合は、「身元確認」のため、免許証、身体障害者手帳、パスポートなどが必要で、ご不明な点は、問

い合わせください。

中央公民館(小林地区)会場にて、確定申告となる人

今年度から中央公民館のみとなりますが、確定申告書を税務署へ電子データで引継ぎするため、申告した人の電子申告用の「利用者識別番号(16ケタ)」が必要になります。電子データにすることで、還付手続きの迅速化が図られるなどのメリットがあります。次年度以降は、全会場で行う予定です。通常の申告相談が終了し、申告書の控えを受け取った後に、電子申告用の「利用者識別番号(16ケタ)」の取得が必要となるので、その際に、職員から案内いたします。すでに「利用者識別番号(16ケタ)」を持っている人は番号が記載された書類を申告会場へ持参ください。

**申告が必要な人で申告していない場合**

次の証明書の交付や各種申請手続きなどができない恐れがありますのでご注意ください。

- ▼所得証明書及び課税証明書
- ▼市営住宅及び県営住宅の申請
- ▼児童手当申請
- ▼幼稚園及び保育園の入園申請

▼医療費などの給付申告の対象者

平成30年1月1日時点で市内に住所があり、次のいずれかに該当する人が対象です。

◆平成29年中に次のような所得がある人

- ・営業所得(自営業、外交員、大工職、左官職、ホステス職など)
- ・農業所得
- ・不動産所得(貸地、貸家など)
- ・雑所得(年金(個人年金、遺族年金、障害年金を含む)原稿料など)
- ・一時所得(生命保険の満期返戻金など)
- ・土地、建物等の売却による譲渡所得
- ・シルバー人材センターからの配分金

※農業、営業、不動産といった事業所得がある人は、必ず事前に収入と経費の計算をして収支内訳書などを作成してから申告会場にお越しください。計算をしていない場合は、計算後に受け付けますので、順番が前後する場合があります。

※一時所得やシルバー人材センターからの配分金について申告される人は支払証明書を持参ください。

※譲渡所得がある場合、内容によっては税務署で申告の必要があります

◆給与所得者で次のいずれかに該当する人

- ・勤務先で年末調整がなされていない
- ・年末調整に含まれない扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などを受ける
- ・不動産や年金など給与以外の所得があった(給与所得以外の所得が20万円以下で確定申告が不要な人も市県民税の申告は必要)。

◆公的年金の受給者で次のいずれかに該当する人

- ・不動産や給与など公的年金以外の所得があった
- ・扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除を受ける
- ・所得税が源泉徴収されている年金があり、控除適用による還付が発生する

※公的年金の収入金額の合計額が400万円以下で、他の所得が20万円以下の人は所得税の申告(確定申告)は不要となりましたが、所得税の還付を受けるための還付申告については提出することができません。また、

野尻地区 (受付時間)	
午前： 9時～11時30分 午後：13時～15時30分	
対象地区	会場
—	—
—	—
野尻1区 野尻2区 野尻1区・2区	やすらぎ荘
—	—
野尻5区 野尻6区 野尻5区・6区	いきいき コミュニティセンター
—	—
野尻3区 野尻4区 野尻3区・4区	—
全地区	—
全地区	野尻庁舎
全地区	—
全地区	—
全地区	—
全地区	—
全地区	—
全地区	—

この条件で申告不要の人でも扶養控除などの控除を受ける人は市県民税の申告が必要です

◆平成29年中に次のいずれかに該当する人

- 生活保護、遺族年金、障害年金、児童扶養手当、傷病手当、雇用保険など（非課税となる収入です。）を受給して、他に収入がない
- 市外に住所がある家族の被扶養となつている（例：市外に単身赴任中の夫の扶養になつているなど）

◆申告の際に必要なもの

- 申告者全員に共通するもの
- 個人番号カードまたは個人番号通知カード（通知カードの場合は免許証などが必要です）
- 印鑑（シヤチハタなどのスタンプ印不可）

社会保険料控除証明書、国民年金保険料控除証明書

平成29年中に支払った健康保険税（料）、生命保険料、損害保険料、地震保険料などの支払証明書

※市の申告会場で申告する人は、ほけん課発行の「国民健康保険税（料）」の支払いをして明書は必要ありません

※平成29年中に転入した人で前住地にて「国民健康保険税（料）」の支払いをしている場合は、前住地発行の証明書が必要です

◆各対象者のみ持参するもの

- 一時所得（生命保険の満期返戻金など）がある人
- 支払金額及び払込保険料額がわかるもの（支払元から送付される明細書など）

給与、年金がある人

源泉徴収票または給与支払証明書

- 障がい者控除を受ける人
- 障がい者手帳など
- 医療費控除を受ける人

今年度から領収書の添付または提示が不要となり、国税庁が公表する「医療費控除に関する明細書」を記入することになります。また、平成30年度（平成29年分）から医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の申告が始まり、従来の医療費控除を申告する人は、特例の申告ができませんが、いずれかを選択できるようになりました。詳しくは、問い合わせください。

・寄附金税額控除を受ける人

寄附先から交付される証明書や寄附の領収書など

農業、営業、不動産等の申告をされる人

平成29年中の収入・支出の分かる諸帳簿、収支内訳書、領収書など

※農業、営業の所得申告者は、収入金額及び必要経費のわかるもの（領収書は、費目ごとに分けてください）を計算して収支内訳書を作成のうえ持参ください

※牛の出荷をした人は、売却証明書が必要です

※農業所得のある人で、減価償却資産の事前調査を12月に郵送しています。まだ、各庁舎へ未提出の人は、申告相談が迅速・的確に実施できるための調査票となっていますので、提出をお願いします

・所得税還付のある人

通帳（申告者ご本人名義）  
お住まいの地区の申告会場で  
申告できない場合

お住まいの地区の申告会場で申告できなかった人は、次の会場でも申告を受付けています（各地区とも土日を除く）。

◆小林地区  
3月1日～3月15日の間に中央公民館

◆須木地区  
3月9日～3月15日の間に須木庁舎

◆野尻地区  
3月5日～3月15日の間に野尻庁舎

※3月15日は最終日のため混雑が予想されます。早めの申告をお願いします

※市の申告会場で申告する人は、会場で申告書を作成しますので、用紙を準備する必要はありません

◆申告書の配布場所

税務課、須木庁舎住民生活課、野尻庁舎住民生活課、紙屋出張所、西小林出張所

※確定申告書が必要な場合、小林税務署で用紙を配布していますので問い合わせください

●問

小林税務署

■ 平成29年度申告相談日程 市県民税・国民健康保険税

月日(曜日)	小林地区 (受付時間) 午前：9時～11時 午後：13時～15時 ※中央公民館の駐車場は8時から利用できます。		須木地区 (受付時間) 午前：9時～12時 (内山地区のみ9時30分～) 午後：13時～16時	
	対象地区	会場	対象地区	会場
2月14日(水)	細野1区	南部いろり村	—	—
2月15日(木)	細野2区		—	—
2月16日(金)	細野3区		—	—
2月19日(月)	西堤・北堤・南堤区(木場)	農村環境改善センター	内山	内山地域福祉センター
2月20日(火)	水流迫区・南堤区(岩瀬・下堤)		—	—
2月21日(水)	北西2区	東方研修館	奈佐木	須木庁舎
2月22日(木)	東方2区		奈佐木	
2月23日(金)	東方1区		—	—
2月26日(月)	北西1区・北西3区	西ノ原農村集会所	麓	須木庁舎
2月27日(火)	南西2区・南西4区		永田	
2月28日(水)	南西1の西区・南西3区		永田	
3月1日(木)	真方1区	中央公民館(会議室)	原	須木庁舎
3月2日(金)	真方2区		—	
3月5日(月)	真方3区・坂元区		中河間	
3月6日(火)	南真方東区・南真方西区・南真方区		夏木・堂屋敷	
3月7日(水)	上町の全区・永田町区		上九瀬	
3月8日(木)	上町の全区・永田町区		下九瀬	
3月9日(金)	通り町区・種子田区		全地区	
3月12日(月)	後川内区・南西1の東区		全地区	
3月13日(火)	西町の全区・緑町区		全地区	
3月14日(水)	南島田区・本町区・仲町区		全地区	
3月15日(木)	新生町区		全地区	

平成30年1月1日現在  
固定資産税償却資産  
の申告について

地方税法341条第4号の規定による償却資産を所有する事業者は、申告する義務があります。法人・個人は問いません。

① 土地・家屋を除く事業用の資産(機械類や建築物など)

② 法人税法、または所得税法の規定で減価償却額(費)として申告する資産のうち次にあげる以外のもの

- ・取得価格が少額な資産
- ・その他政令で定める資産

◆ 申告方法

申告書を、税務課窓口または郵送、エルタックスにて提出ください。

◆ 申告締切

1月31日(水曜) 必着

● 問

・税務課

TEL 23・0115

・税務課

TEL 23・0115

TEL 23・3126

## お知らせ

◆表1 設置者及び発電規模別課税区分

設置者	10キロワット以上の太陽光発電設備	10キロワット未満の太陽光発電設備
個人（住宅用）	課税対象となります。	事業用資産とはならないため、償却資産としては課税対象外となります。
個人（事業用）	事業の用に供している資産については、発電出力量や全量売電か余剰売電かに関わらず、償却資産として課税対象となります。	
法人	事業の用に供している資産ですので、個人（事業用）と同じ取扱いです。	

◆表2 発電に係る設備の部分別評価区分

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計など
家屋に一体の建材（屋根材など）として設置	家屋	—	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

### 太陽光発電設備などの課税について

売電することを目的に家屋の屋根や土地に設置した太陽光発電設備（再生可能エネルギー）

ギー発電設備）などは、固定資産税（償却資産）の課税対象となる場合があります。この場合、所定の様式で税務課へ申告が必要になります。申告用紙は税務課にあります。法人・個人は問いません。

◆表2について  
 「家屋」家屋として評価対象となるので、償却資産としての申告は不要です。  
 「償却」償却資産に該当します。償却資産としての申告が必要です。

## 募集

### 宮崎ねりんピック 2018出場選手

#### ◆対象者

県内在住の60歳以上（昭和34年4月1日以前生まれ）の人

#### ◆申込期間

2月1日（木曜）～28日（水曜）

#### ◆開催日

5月20日（日曜）

※ミニテニス・ゴルフは、21日（月曜）に開催

#### ◆競技種目

スポーツ種目（26種目）

ラジボール卓球、テニス

※設置方法によっては必ずしも表2のとおりでない場合があります  
 ※詳しくは、税務課まで問い合わせください

#### ◆申告方法

申告書を、税務課窓口、または郵送、エルタックスにて提出ください。

#### ◆申告締切

1月31日（水曜）必着

#### ●問

・税務課

Tel 23・0115

#### ▼文化種目（3種目）

囲碁、将棋、健康マージャン

※参加申込書や競技内容、競技会場などは問い合わせください。参加申込多数の場合は抽選となります

#### ●申・問

・長寿介護課

Tel 23・1140

・須木庁舎住民生活課

Tel 48・3132

・野尻庁舎住民生活課

Tel 44・1100

・宮崎県社会福祉協議会

長寿社会推進センター

Tel 0985・31・9630

## 国民健康保険事業 レセプト点検職員

国民健康保険事業診療報酬明細書等の点検を行う職員（レセプト点検職員）を募集します。

◆雇用期間

4月1日

～平成31年3月31日

※成績により更新できます

◆定員 若干名

◆対象

①小林市民であり日本国籍を有する人

②地方公務員の規定による欠格事項に該当しない人

③健康でレセプト点検職員として適すると認められる人

④医療事務技能審査試験に合格している人、または医療機関などで医療事務の実務経験を有する人でレセプト点検職員に適すると認められる人

◆業務内容

国民健康保険事業診療報酬明細書等の点検業務（内容点検、資格点検など）

◆勤務時間 週30時間以内

◆報酬 月額15万円

◆申込方法

自筆の履歴書（市販のものを使用し、上半身の写真を貼付）を郵送、または直接ほけん課に提出ください。

◆申込締切

2月2日（金曜）までの消印のあるものに限ります。

●申・問

・ほけん課

Tel. 23・0116

### パブリックコメント

小林市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（案）に対する意見募集

「小林市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」の素案を作成しました。この素案に対しての意見を募集します。

◆募集期間

1月15日（月曜）

～2月13日（火曜）

◆意見提出方法

所定の意見等提出書に必要事項を記入し、直接持参、郵便、ファックス、メールのいずれかの方法で提出ください。

◆閲覧場所

・市ホームページ

・情報公開室（本館3階）

・長寿介護課（東館1階）

・須木庁舎住民生活課

・野尻庁舎地域振興課

・西小林出張所

・紙屋出張所

●問

・長寿介護課

Tel. 23・1140

Fax. 23・4934

Mail k\_kaiigo@city.kobayashi.lg.jp

## 西諸広域行政事務組合 合任期付短時間勤務 職員

西諸広域行政事務組合任期付短時間勤務職員の採用試験が行われます。日本国籍を持つていない人、その他地方公務員法の規定による欠格事項に該当する人は受験できません。

◆試験区分

事務職（資格要件なし）

◆採用人数（予定） 1人

◆業務内容

窓口業務、平成30年度事業に関する業務など

◆試験日程 2月24日（土曜）

◆試験会場

西諸広域行政事務組合

消防本部

◆試験内容

作文試験、面接試験

◆受付期間

1月26日（金曜）

～2月8日（木曜）

◆受験申込書配布先

西諸広域行政事務組合事務局（消防本部内）

※郵送での請求もできます。

◆申込方法

西諸広域行政事務組合に直接提出するか、郵送で提出ください。

※郵送の場合、簡易書留で2月8日（木曜）までの消印があるものに限ります。

●問

・西諸広域行政事務組合事務局（消防本部内）

Tel. 22・5526

## 田代八重ダム管理人

田代八重ダム管理事務所に居住して働くことができる管理人を募集します。

◆応募資格

①管理事務所に居住して働くことができる夫婦など（2人）で、常時ダムに1人は

常駐できること

②業務に支障とならない程度の健康状態であること

※年齢は問いません

◆勤務場所

田代八重ダム

須木下田110・5（須木庁舎から車で約40分）

◆契約（委託）期間

平成30年4月1日

～平成31年3月31日まで

※継続雇用もできます。

◆委託額

2人で月額17万円程度

◆主な業務内容

①毎日の気象現象  
②異常気象時（地震、台風など）の通報連絡  
③ダム施設の清掃、防火、防犯など

◆必要書類

2人の履歴書と健康診断書

◆申請方法

必要書類を郵便または持参ください。

◆申込締切 2月28日（水曜）

◆選考方法 面接

※日程は後日連絡します

●問

・小林土木事務所

河川ダム担当 梶野・藤本

小林市細野367・2

Tel. 22・2081

## 講座・催し

### 楽しもう！ メロンさんと節分

国際交流員のメロンさんと一緒に日本の伝統行事の「節分」を楽しんでみませんか。

#### ◆ 日程

2月2日（金曜）

19時～21時まで

#### ◆ 場所

#### ◆ 対象

市内在住、または在勤の人  
※年齢は問いません。ただし小学生以下は保護者同伴で申し込みください。

#### ◆ 費用

#### ◆ 定員

※申込多数の場合は抽選

#### ◆ 申込期限

#### ● 申・問

・社会教育課  
Tel 22・7912

### 中央公民館講座

#### 将棋入門講座

ルールから戦法まで幅広く学びませんか。

#### ◆ 日程（毎週火曜・全6回）

2月6日（火曜）  
3月13日（火曜）

#### ◆ 時間

19時～20時30分

#### ◆ 費用

1000円

#### ◆ 定員

15人

#### ◆ 申込締切

1月22日（月曜）

#### ◆ 場所

中央公民館

#### ◆ 対象

市内在住または在勤の人

#### ● 問

### 第2回霧島連山絶景の里山づくり植樹祭

霧島連山を一望できる場所に地域住民の憩いの場所となる里山をつくることを目指して、植樹祭を開催します。

#### ◆ 日程

2月10日（土曜）

9時30分～12時

#### ◆ 集合場所・駐車場

三ヶ野山地区体育館

※会場へは、バスで移動します。

#### ◆ 植樹会場

柿川内市有林（小林市野尻町三ヶ野山）

#### ◆ 準備するもの

・雨具は各自持参ください。  
・作業用具（山クワ、軍手）と飲み物、タオルは主催者側が準備します。

#### ◆ 服装

作業ができる服装、動きやすい靴でご参加ください。

#### ◆ 申込方法

植樹祭参加希望と明記のうえ、①代表者住所、②代表者及び参加される方全員の氏名（ふりがな）、③年齢、④電話番号を記入し、ファックス、

ハガキ、電子メールにて応募先へ申し込みください。応募された方には、後日案内状を送付します。

#### ◆ 申込締切

2月2日（金曜）

#### ◆ 定員

100人

#### ◆ 申込多数の場合は抽選

#### ● 申・問

・農業振興課  
小林市細野300番地  
Tel 23・0333

Fax 23・0334 [0334]

Mail k.nouson@city.kobayashi.jp

### 南九州駅伝競走大会

早春の霧島連山を右手に、「えびの〜小林〜高原〜都城」

の7区間61・3キロの距離がタスキで受け継がれます。なお、当日は交通規制が行われますので、ご協力をお願いします。

#### ◆ 中継所・通過予定時刻

・スタート（10時）

・真幸地区体育館前

・第1中継所（10時35分）

セブンイレブン

えびの飯野店前

・第2中継所（10時51分）

三本松

・第3中継所（11時14分）

靴の小笠原前

・第4中継所（11時36分）

フリーウェイ

工業団地南口前

・第5中継所（12時04分）

ローソン高崎大牟田店前

・第6中継所（12時32分）

都城市立志和池小学校前

・ゴール（13時06分）

都城市立美術館前

#### ● 問

（一財）都城市体育協会

南九州駅伝競走大会事務局

Tel 0986・26・7133

### 和菓子づくり講座

昔なつかしの和菓子づくりに挑戦してみませんか。

### 小林市長選挙 立候補届出説明会

平成30年4月15日執行の小林市長選挙の立候補届出説明会を開催します。

◆ 日程 3月7日（水曜）13時30分～

◆ 場所 小林市役所 本館2階 第1会議室

● 問 選挙管理委員会事務局 Tel 23-1143

#### ◆ 日程

2月6日（火曜）

9時30分～12時30分

#### ◆ 場所

須木総合ふるさとセンター

#### ◆ 対象

市内在住、在勤、在学の人

#### ◆ 費用

参加料500円

※材料代が別途必要です。

#### ◆ 定員

12人

#### ◆ 申込締切

2月1日（木曜）

#### ● 問

教育部須木分室  
Tel 48・226

2018宮崎春フェア  
ア〜県内企業の情報  
満載！

県内のさまざまな産業、業種の企業約130社が参加します。県内外の学生、保護者の皆さんなどぜひ参加ください。また、保護者や地域の皆さんからも学生へのお声かけをお願いします。

◆日時

3月27日(火曜)

13時〜16時(受付12時〜)

※10時45分〜12時30分までは  
同会場外部講師による就  
活セミナーを開催します。

◆場所

シーガイアコンベンション  
センター4階サミットホール

◆対象者

・平成30年3月大学卒業者と  
新規高等学校卒業者(両卒  
者とも既卒3年以内含む)  
・平成31年3月以降大学等卒  
業予定者(大学等1〜3年  
生)

・一般求職者(職業訓練生)  
・保護者、学校関係者

◆その他

参加費無料、履歴書不要、  
事前申込不要です。

●問

・宮崎労働局  
TEL 0985・38・8823

小学生のための国際  
交流プログラム「ヨ  
ロンアドベンチャー  
スクール」

(公財)国際青少年研修協  
会主催の「ヨロンアドベン  
チャースクール」の参加者を  
募集しています。

◆期間

3月26日(月曜)

〜4月1日(日曜)

◆場所

鹿児島県大島郡与論町

◆定員

日本人小学生 200人

◆申込締切

3月5日(月曜)

◆その他

参加費用や申込方法などは  
国際青少年研修協会のホーム  
ページを確認するか問い合わ  
せください。

●問

・国際青少年研修協会

TEL 03・6417・9721

Fax 03・6417・9724

募集

オレンジカフェ

認知症サポーターリーダー  
(ひまわりの会)主催の「オ  
レンジカフェ」を開催します。  
認知症になっても住み慣れた  
地域で安心して暮らせるよう  
に、また、心身のストレス緩  
和と活力につなげることが目  
的です。お茶を飲みながら会  
話や交流ができ、気楽に集え  
る場です。誰でも気軽に参加  
できますので、ぜひご利用く  
ださい。

◆日時・場所

・2月7日(水曜)

10時〜11時30分

須木 永田館

・2月21日(水曜)

10時〜11時30分

細野団地集会所

・2月21日(水曜)

10時〜11時30分

須木 永田館

・2月28日(水曜)

10時〜11時30分

慈敬園

・2月28日(水曜)

10時〜11時30分

須木総合ふるさとセンター

◆対象

認知症の人・家族・一般市  
民など

◆参加費 100円

※申し込みは不要です。

●問

・小林市地域包括支援センター  
TEL 25・0707

報道機関への情報提供

イベントや新サービス・商品発表などの情報  
を、報道機関に提供したい人は、市の記者クラ  
ブに所属している報道機関に一齐に情報提供す  
る方法があります。詳しくは、地方創生課に問  
い合わせるか、市ホームページで確認ください。

●問・地方創生課 TEL 23・1148

みんなで年1回はコミュニティバスを利用しましょう！

小林市のコミュニティバスは、平成19年10月から運行され、  
皆さまの利用により成り立っているバスです。今後も、この  
『コミュニティバスを残すために、是非とも『市民年1回乗車  
運動』にご協力をお願いいたします。

●問：企画政策課 (TEL 23・0456)

バス乗ってじょじょんよかとこ

行こかいね



## 西諸地域在宅医療 推進研修会

在宅医療に関して、豊富な経験をお持ちの医療法人天翔会五反田内科クリニックの五反田満幸院長を講師に招いて講演会を開催します。事前申し込みが必要です。詳しくは問い合わせください。

◆日時  
2月21日(水曜)  
19時30分)

◆場所  
ガーデンベルズ小林

◆内容  
演目「在宅医療の実際」

◆対象  
西諸地域の医療・介護従事者、在宅医療に興味のある人など

◆費用  
無料

◆問  
・(二社)西諸医師会  
Tel 23・2113

## 家族介護者の集い (認知症家族の会)

小林市地域包括支援センターでは、介護をしている人の心身のストレス緩和と活力

につなげるため、毎月第2土曜に「家族介護者の集い」を開催しています。2月は次の内容で開催します。介護に関する質問や悩みのある人、今まで参加したことのない人、また介護を卒業した人もぜひご参加ください。

◆日時  
2月10日(土曜)  
13時～15時

◆場所  
小林市地域包括支援センター(八幡原市民総合センター内)

◆内容  
懇談・茶話会

◆参加費  
無料

◆申し込みは不要です。

◆問  
・小林市地域包括支援センター  
Tel 25・0707

## 歯の健康相談と フッ化物塗布

健康づくりの一環として、むし歯予防のために歯の健康相談とフッ化物塗布を行います。ぜひご利用ください。

◆日程

2月4日(日曜)  
10時～12時まで

※フッ化物塗布について、定員100人までの予約制で健康相談は時間予約制です。

◆場所  
市保健センター

◆対象  
1歳から小学生まで

かかりつけの歯科医院でフッ化物塗布を受けている人は、前回の塗布から3か月を経過していること(11月5日に保健センターで塗布を受けた方は対象外になります)

◆申込方法  
1月17日(水曜)以降に電話で申し込みください(土日除く)。

◆費用  
無料

◆その他  
歯みがきを済ませて来てください。なお、会場で「フッ化物塗布申込書」を記入していただきますので、必ず保護者同伴でお越しください(印鑑不要)。母子手帳を持参してください。

◆フッ化物塗布とは

フッ化物には、歯の再石灰化を助け、歯の質を強くすること、むし歯になりにくい歯にする効果があるとされています。生えたての乳歯や永久歯は歯の質が弱くむし歯になりやすいため、家庭での仕

上げみがきやおやつの時間や内容の工夫に加えてフッ化物塗布をすることで、予防効果が上がるとされています。

◆問・健康推進課  
Tel 23・0323

## 農業

農業後継者支援事業

小林市は親元就農者を応援します!

◆内容

最長2年、月額10万円

◆事業対象者の要件

次の7つすべてを満たすことを要件とします。

①市内に居住する人

②専業農家の後継者として就農した人

③平成29年4月1日以後に就農した人

④専業農業として年200日以上以上の農作業に従事する人

⑤年齢18歳以上55歳未満の人

⑥市税等を滞納していない人

⑦本事業以外の制度(例…農業次世代人材投資事業)による農業後継者の就農のための補助を受けていない人

## 広報紙などの音訳CDを利用しませんか

音訳ボランティア団体「小林朗読友の会」では、視覚障がい者の方に「広報こばやし」、「お知らせ」、「はなみずき(議会だより)」などを音訳したCDを制作し、郵送しています。家族、知人、友人で視覚障がい者の方がいましたらCDの利用を勧めいただき、ぜひご利用ください。

◆問・社会福祉協議会 Tel 23-3466

の「小林市農業後継者支援事業について」をご確認ください。

◆その他

農業振興課では、補助の対象者となるのか事前調査を受け付けています。来庁される前に電話予約をしていたく、お待たせする時間が短くなります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

◆問・農業振興課  
Tel 23・0333